事業番号 0019

| 東日本大震災復興関連事業チェックシート (農林水産省) (平成23年度第3次補正予算) | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------|-------------|-----------|---|--|-------|-----------------|-----------------|--|
| 事業名 | 日本公庫資金円滑化貸付事業(実質無担保・無保証人事業) | | | | 担 | !当部局庁 | 経営局 | | 作成責任者 | | |
| 事業開始・ 終了(予定)年度 | 平成23年度 | | | | 抽 | 担 当課室 金融調整課 | | | 金融調整課長 村井 正親 | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | 施策名 | ⑤意欲ある多様な | る農業経営 | 営の推進 | | |
| 根拠法令 | _ | | | | | する計画、 通知等 | _ | | | | |
| 事業の目的 | 東日本大震災に被災した農業者が行う復旧・復興のための取組を支援するため、日本公庫が災害復旧・復興関係資金を実質無担保・無保証人で 貸し付けることができるよう、出資金を交付することにより、被災農業者が必要とする資金の融通を円滑にする。 | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | ・東日本大震災に被災した農業者が復旧・復興の取組を行うために日本公庫の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の債権保全に当たり、 ・融資対象物件担保だけではカバーしきれない部分があっても、実質無担保・無保証人による貸し付けることができる仕組みを構築するため、 ・日本公庫の財務基盤を強化するための出資金を国が日本公庫に対して交付する。 | | | | | | | | | | |
| 実施方法 | □直接実施 □業務委託等 □補即 | | | 助 | □貸付 ■その他 | | | | | | |
| 23年度予算額 (単位:百万円) | 当初 | 当初 第 1 次補正 | | | 第2次補正 | | 第3次補正 | 補正 | | th and a second | |
| | _ | | 6, 0 | 000 | | - | 5, 907 | | 11, 907 | | |
| | 成果指標 | 単位 | 23年度 | 標値 (年度) | | 舌動指標 | 活動指標 | 単作 | 立 23年 | 度活動見込 | |
| | 計画額(220億円)を目安として、融資の円滑化を目指す | | - | _ | ※上段 | アウトプット) ()書きは予算措 横に係る見込み | 農林水産業者向け融資 [貸付金残高] | 宝績 億F | 4 | (460) 230 | |
| 単位当たり コスト | | (23年度1次補正291,573(円/件)見込み) 287,040(円/件)(見込み) | | | 3 | 拿出根拠 | 出資金(5,907百万円)(貸付全期間分)÷貸付金保全件数(貸 根拠 付全期間分)(20,579件) (20,579件=23,000百万円÷1件当たり19百万円×平均貸付期間17年) | | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | 内 容 | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | | | | 本事業は、被災農業者等が復旧・復興に向けて再スタートを切るに当たり問題となる二重ローンへの対応、農業経営再建のための必要な資金調達の円滑化を図るもの。「復興への提言」(5)①、「東日本大震災からの復興の基本方針」5(3)③農業(ii) | | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | | | 被災地において、多数の被災者から借入相談が相次いでおり、優先的に実施する必要。また、無利子、無担保・無保証人での融資等を強く要望。 | | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | | | | 資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金の円滑な融通のためには、無利子、無担保・無保証人での貸付けは効果的な手法。 | | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | | | | 被災農業者等の借入による取組を支援するものであり、費用対効果、 効率性は高い。 | | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | | | | 民業補完の役割を担う日本公庫が、資産を失った被災農業者等の復旧・復興のための取組に必要となる資金を円滑に融通するために国が特別に支援するものであり、役割分担は明確。 | | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | | | | 公庫貸付資金及び民間金融機関貸付資金に係る利子助成及び信用 補完について、他の事業(農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事 業、株式会社日本政策金融公庫補給金、農業経営復旧・復興対策特別 保証事業)と併せて整合的・計画的に実施(本事業は公庫貸付資金につ いての信用補完等を実施)。 | | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | | | | | 資制度の拡充措置であり において債権保全の状況 可能。 | | | | |